

第27回
東京地方裁判所委員会
(平成24年6月15日開催)

東京地方裁判所委員会（第27回）議事概要

（東京地方裁判所委員会事務局）

第1 日時

平成24年6月15日（金）15:00～17:00

第2 場所

東京地方裁判所第1会議室

第3 出席者

（委員） 追川誠，大沢陽一郎，大段 亨，岡田ヒロミ，岡田雄一，小林昭彦，
小山紀昭，島田一彦，土肥章大，栃木力，中村ゆかり，南波洋，
平井裕子，深澤信夫，松下淳一，丸山陽子，由岐和広

（事務局） 東京地裁民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，同総務課長，
同総務課課長補佐，同総務課庶務第一係長，東京簡裁事務部長

（プレゼンター）

東京地裁裁判官 石川理恵

同 須田健嗣

同 手嶋あさみ

同 中町翔

第4 議題

「裁判員裁判について（刑務所見学を踏まえて）」

「医療訴訟について」

第5 配布資料

資料1 司法の窓（第77号）

資料2 当庁民事部にて作成された文書（答弁書注意書き等）

第6 議事

1 開会

2 新任委員の紹介（中村委員，小林委員，栃木委員）

3 議題「裁判員裁判について（刑務所見学を踏まえて）」

【発言者の表示=◎：委員長，○：委員，●：裁判所委員，■：プレゼンター，▲：オブザーバー】

(1) 裁判員裁判を担当する裁判官の研さん状況について

- 裁判員から寄せられる矯正教育の実情に関する質問等に的確に答えられるように、新たに任官した新任判事補については、任官後早い段階で刑務所見学を通じて実情を把握し、また最高裁から毎年提供される矯正教育等に関する情報を参考に部内での研さんを積んでいる。
- (2) 裁判員裁判について、石川裁判官及び須田裁判官の両名から自己のこれまでの経験等を踏まえながら、裁判員に対する説明の内容や裁判員からなされた質問等について説明があり、その後、以下のとおり質疑応答があった。
- (3) 質疑応答
 - 保護司になる人は、昔と違って地域の名士というより、地域内で信頼の置ける人の中で条件の合った人となっている。また、保護観察中の面談は、月2回必ず往訪して行っている。
 - 裁判官も刑務所見学等を行っているということであるが、見学時に一般的な説明しか受けられないような見学会であるならば、むしろ第一線で活躍している保護司等の話を聞くような研修を検討してみてもどうか。また、裁判所から裁判員経験者に対して、担当した被告人のその後についての情報提供はしているのか。
 - 保護観察所とは、年に1回協議会等を行っているが、保護司等からも話を聞く機会を設けられるか今後検討していきたい。また、裁判員経験者への情報提供としては、担当した被告人の判決が確定したかどうかという問い合わせがあれば、上訴の有無については情報提供している。しかし、判決確定後のことは、被告人本人のプライバシーとの関係があるため、情報提供は差し控えている。
 - 裁判員からの質問で、回答に困ったという事項があれば、教えていただきたい。
 - 生活保護を受けている被告人について、社会内で生活保護を受けるのと、刑務所に入所するのでは、どちらがよりコストが掛かるのかという質問をされたことがあった。そのときは、判決はそういったコスト面を考慮して決めるものではないことをやんわりと説明した上で、事件前の一日当たりの受給額と刑を受けた場合の一日当たりの費用について情報提供した。
 - 裁判員が執行猶予を付けるかどうか迷ったときに、裁判官としては、再犯率などの一般的な説明だけをするのか、それとも前科前歴などの要件から執行猶予が付かないのは重いだらうというような説明をするのか、実際どう説明しているのか教えていただきたい。

- 一般の人にとっては、前科前歴がないことは当たり前のことであり、前科前歴がないから執行猶予だとか、こういう傾向があるという累計的な説明は実感をもって受け止められていないという感じがする。それよりも、弁護人の立証活動がどれだけ信頼できるのかとか、実際に社会に帰したときにどれだけ環境が整っているのかなど、実質的なところを考えているように感じる。
- そうすると、裁判員は、被害弁償であるとか、被告人が一家の大黒柱であるなど、客観的な状況を重視してベターな選択をされる傾向になるのか。
- 客観的な状況と言っても、被告人が全く反省していないような場合は、いくら環境が整っていても社会に帰すことは被告人のためにならないのではないかという意見もあり、類型的な考え方はしていないという印象がある。
- 執行猶予を付けるか迷う事案は、検察官は実刑を求め、弁護人は執行猶予を求めるという対立構造が顕著になっている事案であり、裁判員にとっては、検察官の主張の方が正しそうか、弁護人の主張の方が正しそうか、という点も一つの基準にしていると思われる。

4 議題「医療訴訟について」

(1) 医療訴訟について、手嶋裁判官及び中町裁判官の両名からその概要や自己のこれまでの経験等を踏まえた感想を中心に説明があり、その後、以下の質疑応答があった。

(2) 質疑応答

○ 医療問題は、消費者問題の中で最も難しくやっかいな問題でもあるが、カンファレンス鑑定方式の話を聞いて、医療訴訟がここまで進歩しているのかと大変勉強になった。しかし、そうは言っても一般の患者にとって裁判を起こすことは、ものすごくハードルの高いことである。

患者本人あるいは遺族としては、納得できない部分をどうにかして納得できるような形で明らかにしたいという気持ちと、他の人が同じような目に遭わないためにある意味犠牲的な気持ちで裁判を起こしていると思う。しかし、これまではその目的をなかなか達成できていないと思っていたが、半数以上が和解で解決しているということであり、和解で解決することが患者にとって目的を達成したことになるのではないかと思う。そう言う意味でも、このカンファレンス鑑定方式が全国の裁判所に広がってもらいたいと思うと共に、一般の消費者にも医療機関、弁護士及び裁判所がここまで連携しているという情報が広がってもらいたいと思う。

最後に、医療訴訟の審理期間について、一番長いものと短いものを参考までに教えていただきたい。

■ 医療訴訟の平均的な審理期間は、2年強くらいであると思うが、鑑定を要する場合はその倍くらいは掛かっていると思う。一番短いものだと、原告の準備が不足している等の理由で非常に短期間に終わるものもある。

○ 争点整理段階での専門家の関与はどのようになっているのか教えていただきたい。
例えば、適切な鑑定事項を選定するような争点整理の段階で、専門家が関与しているのかどうか。

■ 専門委員は、平成15年の改正で導入されたものであるが、専門委員は証拠になるものではなく、説明してもらった内容を基に手続を進めていくというものであるため、どこまでが一般的な説明でどこからが意見や判断になってしまうのかという微妙な問題等がある。そのため、この制度をどういった形で運用し、育てていくのがいいのか試行錯誤をしている段階である。

○ 専門委員を争点整理が煮詰まった段階で関与させるのでは、訴訟が長期化することもあり、時期が遅いのではないかと感じている。早期解決が原告の利益にもつながるため、専門委員の関与時期については、いろいろな関係者と協議していただきたい。

◎ 専門委員の実質的な導入は、平成16年からであり、代理人には疑心暗鬼の点もあることから、どのように運用していくか試行錯誤している段階であるが、御指摘いただいた点も含めて検討していきたい。

5 オブザーバー（民事首席書記官）から、席上配布資料2「当庁民事部にて作成された文書（答弁書注意書き等）」についての説明があった。

▲ 第25回の地裁委員会において、訴状副本と共に被告に送達する裁判所作成の注意書きに関して、分かりづらいという御指摘をいただいた点を民事部において検討し、資料2のとおり修正したものを4月から使用している。

主な修正点は、「注意書」という表題を「最初にお読みください」と訂正した点、注意点だけ羅列していたものをできるだけ分かり易い言葉で文章として記載すると共に答弁書の不提出に関する注意を最初に記載した点、注意すべき事項に囲みを付けた点及び答弁書をチェック方式にした点等である。

第7 次回のテーマについて

以上の意見交換に引き続いて、次回のテーマについて意見交換が行われた結果、第2

5回に候補テーマとして挙がっていた「被害者参加制度について」及び「破産事件について」をテーマとすることになった。

第8 次回の開催期日について

次回の開催期日は、平成24年9月4日（火）、次々回開催期日は平成25年2月20日（水）とする。

以 上